2022.10.25 第**87号**

家庭問題情報誌

編集・発行 公益社団法人 家庭問題情報センター PHONE/03-3971-3741



《目 次》

令和家族考87《多様化する家族と家族法一子の養育を中心に、そのあり方を考える一》1-3頁 アラカルト87《コロナ禍における当事者支援 II 一後見事業一》4-5頁 海外トピックス87《胎児の生命か、女性の選択権か一米、連邦最高裁の人工妊娠中絶についての判断を巡って一》6-7頁

◆令和家族考 87

多様化する家族と家族法

― 子の養育を中心に、そのあり方を考える ―

立命館大学名誉教授 二宮周平

近年、家族を巡ってさまざまな問題が顕在化し、親と子、夫婦、高齢者その他の家族関係やそのあり方が大きく変わってきました。現在、法制審議会家族法制部会では、子の最善の利益を図ることを中心にした親子関係の規律について熱い議論が重ねられています。今号の令和家族考においては、「家族と法」(岩波新書・2007)の著者である二宮周平立命館大学名誉教授に、多様化する家族の変化を見据え、改めて家族とは何かを考え、父母の養育を受ける子の権利と子の生育の保障について指針となるご論考をご寄稿いただきました。

家族の現実は変化しています。家族法制はこの変化にどのように対応すべきなのでしょうか。法制審議会家族法制部会は、離婚後の子の養育に関してこの課題に取り組んでいます。本稿でも、子の養育を中心に考えてみたいと思います。

1 家族とは何か

生・育・病・老・死という局面が端的に示すように、 人は自立的な存在者としてのみ生きているわけではなく、生の自立は他者の生への依存を前提としています (齋藤純一編『親密圏のポリティクス』(ナカニシヤ出版、 2003) まえがきvii頁)。他者の生への依存をケア労働(家事・育児・看護・介護等)の側面で担ってきたのは、家族の中の母・娘・妻・嫁としての女性たちでした。 1997年、金井淑子は、一夫一婦婚姻制、性別役割分業観、子ども中心主義と母性愛、家族の情緒的な絆の強さをもって特徴づけられる家族像を近代家族と定義 し、この近代家族を聖なる家族として、唯一のあるべき家族イメージとして立て、法もまたこれを担保してきたと分析しました(金井淑子『女性学の挑戦~家父長制・ジェンダー・身体性へ』(明石書店、1997) 175頁)。

金井は近代家族からの解放を強く主張する立場ですが、大人の関係では対等なパートナーシップや個人としての自立を考えることができるが、家族においては、自立や平等といった言葉が及びにくい領域があること、それは子どもの養育や人の老いや死の受容に関わる課題が感情の深層にあること、現にある家族の抑圧性を批判し否定的に言いうるとしても、そのことがそのまま家族的共同性の終焉を告げることと同義ではないことを指摘し、家族=女性にケア労働を強制してきた歴史的事実を踏まえ、家族的共同性を家族という言葉で語る



この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

ことの危うさに自覚的でありたいとして、「親密圏」という表現を提唱しました(金井淑子「新たな親密圏と女性の身体の居場所」『岩波 新·哲学講義6 共に生きる』(岩波書店、1998) 73頁)。

親密圏は、子の養育、老いや死を迎える者の支え、他者の生命の不安や困難に対する配慮を媒体として構成されます。これまで家族の前提だった血縁と婚姻に基づくのではなく、また、血縁と婚姻に拘束されるのでもなく、子を養育し、人を支え、配慮する関係を持ちたいという人の意思に基づくものです。したがって、親密圏を構成するメンバーの性別も、パートナーシップ性も、性愛の有無も問われません。結びつきは自由です。どの親密圏にも属さない人のセーフティネットは公的な機関、施設、成年後見人等専門職になります。

2 家族の変化

私見では、「家族」から「親密圏」に移行を示す現実があります。例えば、国勢調査によると、夫婦と子から成る世帯は、1980年に42.1%で最多でしたが、2020年には25.0%に、3世代世帯を含むその他世帯も、19.9%から7.7%に激減しました。増加したのは、単独世帯19.8%から38.0%、夫婦のみ世帯12.5%から20.0%、ひとり親と子5.7%から9.0%です。50歳時の未婚率(婚姻経験のない人)は、男性で、1980年2.60%から2020年28.25%(約4人に1人)と10倍に増え、女性も、4.45%から17.81%(約6人に1人)と4倍に増えました。

婚姻件数は、1980年の77.5万件から、2020年には52.6万件、約3分の2に減少し、離婚は11.9万件から18.8万件、約1.5倍に増加しました。婚姻に占める再婚の割合は、15.1%(11.7万件)から、26.4%(13.9万件)に増加しました。2020年、未成年の子どもがいる離婚は離婚全体の57.6%であり、親の離婚を経験する未成年の子どもは19.4万人になります。

家族の形態は多様化し、単独世帯が著しく増加し、 離婚・再婚は日常化しました。金井が指摘した男女の 婚姻を中心とする近代家族はもはや標準的家族像とは いえないのです。

他方、男性雇用者と無業の妻からなる世帯(専業主婦世帯)は、1114万世帯(1980年)から566万世帯(2020年)に減少し、雇用者の共働き世帯は、614万世帯から1247万世帯に増加し、占める比率が逆転しました。ただし、妻の就業時間に着目すると、妻がフルタイム(週35時間以上)は、461万世帯(1985年)

から486万世帯(2021年)と微増であるのに対して、 妻がパート(週35時間未満)は、228万世帯から691 万世帯、約3倍に増加しています。共働き世帯の主流 化の内実は、パート労働層=非正規雇用の増加であり、 夫への経済的依存と性別役割分業は今も維持されてい ます。

第1子出産前後の妻の就業経歴を子の出生年別に見ると、第1子出産前後とも有職者は39.2%(1985~1989年)から53.1%(2010~2014年)に増加しました。育児休業利用が5.7%から28.3%に増加したことによります。しかし、出産前の有職者の46.9%が離職すること、出産した女性の33.9%が出産退職、23.6%が妊娠前から無職であることは、出産及び直後の子育てを主として女性が担う構造も維持されていることを示しています。

こうして母親が子育てに膨大な時間とエネルギーを 投入しています。そのことが母親の生き方に対して抑 圧的に作用するおそれがあります。OECD諸国の比較 研究によれば、有給の育児休暇や保育利用にかかる経 済的負担の軽減などの子育てに対する政策的支援が豊 富な国では、親とそうでない者との幸福度の格差が小 さくなることから、「親が子どもを育てることの幸福を 享受できるかどうかは、ある社会がどれくらい子育て を政策的に支援するのかという社会的条件に左右され る」(松本洋人「子育て支援と家族主義」二宮周平・風 間孝編『家族の変容と法制度の再構築』(法律文化社、 2022) 53頁) と言えます。

上記の就業経歴調査時期の後、育児休業給付金の増額(2014年)、父母を問わず育休を2回まで分けて取得でき、事業主から個別の制度周知と休業の取得意向を確認する措置を講ずることなど(2022年)、法改正が進んでいます。2014年には数%だった男性の育休取得率も、2020年には、民間企業12.7%、地方公務員13.2%、国家公務員29.0%(一般職51.4%)に増加しました。取得期間が短いという限界はありますが、男性の育休取得は社会的に推奨され、浸透していくことが予想されます。父母が社会的、公的支援を受けながら子育てを共同する社会であり、子育てを担う意思が基礎となります。

3 父母の養育を受ける子の権利と子の生育 の保障

こうした子育ての共同性、意思への依拠は、子の 生育を保障するものなのですから、親の視点ではな く、子の権利の視点から位置づける必要があります。 1989年に採択された国連児童の権利条約は、その前 文において、「児童が、その人格の完全なかつ調和のと れた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解 のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め」と 記し、これを確保する方法として、児童は、「できる限 りその父母を知り、かつその父母によって養育される 権利を有する」(7条)のであり、締約国に対して、「児 童の養育及び発達について父母が共同の責任を有する という原則についての認識を確保するために最善の努 力を払う」条約上の責務を課しています。これらの規定 によれば、子は、父母が離婚したり、非婚であったりし ても、父母に対して養育を求めることができ、父母は 婚姻の如何にかかわらず、子の養育について共同の責 任があります。

さらに同条約は、「締約国は、自己の意見を形成す る能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべて の事項について自由に自己の意見を表明する権利を確 保する。この場合において、児童の意見は、その児童 の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとす る」と定めています(12条1項)。子は権利の主体であ り、保護の客体ではありません。その趣旨を子の意見 表明権という形で具現化したのです。2001年、田中 通裕は、「子を権利主体として承認するという観点から は、従来のように子を単なる保護の対象とするだけで はなく、子を、人権を享有し権利を行使する主体と位 置づけることが要請される。例えば、親権者が身上監 護権を行使する(身上監護の職分を果たす)に際しては、 子の発達状況に応じて子の意思を尊重することがます ます強く求められることになろう」(島津一郎・松川正 毅編『基本法コンメンタール親族(第4版)』(日本評論社、 2001) 205頁 (田中通裕)) と指摘しています。

現行法で父母の子育てを定める規定は、親権に関する民法820条です。「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」とします。父母の養育を受ける子の権利の視点に立つとき、離婚後の共同親権(共同親責任)は論理的な帰結であり、子の権利主体性を体現する意見表明権の視点からは、親権行使に当たって子の意思を尊重することも論理的な帰結です。

例えば、親が離婚したり、パートナー関係を解消した りした場合、子は親のどちらかと同居し、どちらかと別 居します。同居親が再婚したり、新たなパートナーと同 居したりすることもあります。1で述べた親密圏の発想では、子から見ると、同居親、そのパートナー、別居親、そのパートナーは親密圏のメンバーです。再婚相手や新たなパートナーも子の養育に関わり、別居親も子と面会交流したり、子にとって重要な決定(進路進学、入院治療、海外滞在等)に関わります。同居親、別居親、再婚相手、新たなパートナーなど複数の大人たちが、子の親密圏のメンバーとして、血縁や法律上の親子関係があるからではなく、自己の意思に基づいて子の養育に関わります。これが共同養育です。その際には、子の権利主体性を踏まえ、子の意思を尊重します。子が親密圏の大人による養育の関与を拒む場合には、専門的な第三者(子どもアドボケイト)が子の意見表明を支援し、その表明を当該大人に伝え、子との間を往復して関係の修復を図る仕組みも必要になります。

しかし、別居・離婚に至る過程で、父母間に相互不信や関わりを拒否する心情が形成されたり、DVや児童虐待がある場合には、上記のような親密圏による共同養育の実現は困難です。子に関して協力する父母間の信頼関係が保たれ、子と関係者の安全・安心が確保されて初めて共同養育はその意義を有するのです。そのためには、DVや児童虐待の被害者を適切に保護し、加害行為をした者の更生プログラムの制度化を図るとともに、父母の対等な合意形成を促進する仕組みが不可欠です。

冒頭に述べた家族法制部会は、協議離婚手続を進める際に、親に対して、親の離婚が子どもに与える影響や親の子どもへの対応の仕方等を学習する「離婚後養育講座」の受講と、「子の監護について必要な事項を定めること」を協議離婚の要件とする考え方を検討しています。日本の離婚の約90%を占める協議離婚における合意形成を担保する仕組みがあって初めて、家事調停における合意形成の可能性も高まります。また、合意が形成されても、離婚して初めてわかることや事情の変更などもあり、合意内容の履行が困難になる場合も生じます。その際には、履行の支援が必要です。専門の第三者機関である面会交流支援団体による受渡し、付添いなどの援助、行政による養育費の立替えなど、インフラの整備が不可欠です。これなくして、子の生育を保障することはできません。

コロナ禍における当事者支援 Ⅱ - 後 見 事 業 -

前号(86号)に引き続き、新型コロナ感染拡大の中で、FPICの当事者支援の活動の実情とそこから学んだことなどを報告します。今回は、被後見人の後見事務に直接携わる担当者に対するインタビューによって、事業部一体となった協力体制を図りながらコロナ禍と呼ばれるさまざまな局面に対応してきた後見活動の実情についてご紹介します。

1 新型コロナの感染拡大

FPICの後見等のケース担当者は、精神的な障害等により判断能力が低下した被後見人や親権者が不在となった未成年者等と、月1回程度、面接をして生活の様子や意向等を把握し、家族だけではなく、病院や施設、関係機関等の職員ともできるだけ面接をして情報交換し、丁寧に意思疎通を図りながら、後見活動を行ってきました。

2020年2月から日本でも感染拡大が始まり、この年の4月から、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が講じられ、2022年9月現在は第7波の感染拡大がピークを越えたと報道されているところです。新型コロナは生命にかかわる感染症であり、密接、密集、密閉の三つの密を避け、不要不急の移動を抑え、テレワークやオンラインの利用が推奨されました。当初、このような状況では、冒頭でご説明したような面接を大切にした後見活動ができなくなるのではと不安になりました。しかし、後見事業部は、担当者の工夫と法人後見のメリットを活かした協力体制によって、今日に至るまで、大きな混乱もなく乗り切ることができています。

以下、この2年半余りの具体的な支援活動を個々のケースの担当者にインタビューした結果に基づいて振り返ってみました。

2 法人後見のメリット

FPICは、第三者後見人を受任する専門職団体として、成年後見や未成年後見等のケースを法人として受任しています。FPICの受任ケースには、〈後見人等の引き受け手がいない〉、〈経済的に困窮している〉、〈親族後見人の身上監護等に不安がある〉といった事情があり、深刻な家庭紛争を抱えているケースがほとんどです。このため、孤独で情緒不安定、偏った考えを頑なに繰り返すなどの被後見人等への対応に苦慮することが多く、多角的な視点で対処するために、法人として受任し、組織的な後見活動を行っています。

法人として受任するメリットは、法人の人的、物的な

態勢を組織的に活用できることです。具体的には、ケースの担当者は、後見事業部の幹部に対して定期的に連絡や相談を行い、月2回行われる幹部会(東京相談室代表、後見部顧問等を含む。)では個々のケースに対する問題や課題を検討して、後に担当者に助言指導をします。

また、後見事業部においては、月1回、部員を対象に業務検討会を行って、ケース検討をし、困難ケースの課題等を確認することで、担当者の知識の習得や面接技法等を高めています。この会は、ケースの担当者同士が本音で話し合うことで、後見活動で生じる精神的なストレスが軽減するという効果もあります。

3 組織的対応へのコロナの影響

ところが、緊急事態宣言等により、業務検討会が実施できなくなるという状況となったため、幹部会は重要事項等を記載した「近況報告」を発行し、全部員にメール送信することで対応しました。

また、2021年になって感染の影響が長引くようになると、担当者が、FPICの事務所へ出勤する機会も少なくなりました。担当者から幹部会メンバーへの連絡や相談が減り、定期監査やトラブルが発生した時に、未処理の課題に気づくという状態で、助言や指導が遅れがちになりました。

幹部会で検討した結果、担当者の実践的なスキルや 意欲は、業務検討会での率直な意見交換や雑談の際に 掘り起こされるということが改めて確認されました。こ のため、幹部会は、対策として、これまで使っていた 業務手引書、マニュアル、Q&Aの整備をするとともに、 感染防止策を取りながら、できるだけ業務検討会を開催し、多くの部員の参加を求めるようにしました。

4 具体的なケースへの対応(プライバシー保護の観点から、実際のケースに手を加えてあります。) 〈被後見人が施設等へ入所しているケース〉

担当者たちは、コロナ感染の不安が広がる中でも、被後見人等が穏やかな生活ができるように、定期的に

訪問、面接し、病院や施設の職員等に被後見人等の意向等を伝えて、連携を図ってきました。しかし、感染状況が拡大するにつれ面会禁止の措置が執られるところが増えてきました。

また、被後見人等との面会禁止の期間が長引くにつれ、マスコミでは、施設等の入居者が、情緒不安になったとか、粗暴な行為が目立つようになった、時には、亡くなるまで職員が体調の変化に気づかなかったなどということが報道されるようになりました。

以下、そのような状況の中での具体的な支援の例を 紹介します

- 被後見人は、施設入所中の高齢者です。運動や消化の機能が低下し、ベッドで横になっていることが多くなったので、担当者は、面会に行くたびに被後見人と施設内を一緒に歩いていました。コロナで、面会禁止となったため、月に1回程度、病院や施設等の職員に電話で様子を問い合わせることにしました。施設の人手が足りなくなり、被後見人がベッドで寝ていることが多くなったと聞き、短時間でも散歩をさせてほしいと繰り返しお願いしました。職員も被後見人の様子を丁寧に説明してくれるようになり、担当者は、マスコミで報じられたような問題がないことを確認することができました。
- 知的障害者施設に入所している被後見人の担当者は、被後見人に季節のうつろいを感じ、明るい気持ちになってほしいと考え、月1回、簡単なメッセージを書いた絵はがきを送りました。しばらくして支援員から、被後見人が机の上に絵はがきを飾って、「(担当者) さんにもらった。」とうれしそうにしているという連絡がありました。
- 高齢者の被後見人に「話をしたいね。」と書いた手紙を送った担当者には、被後見人から電話がかかってきて、直接、生活の様子が聞けました。
- 知的障害者のグループホームに入居中の被後見人の担当者が施設を訪問していたところ、ちょうど被後見人が福祉作業所から帰ってきました。担当者が、職員の協力を得て玄関前で名前を呼ぶと、振り返って微笑んでくれました。
- 入院し、寝たきりの被後見人の担当者は、看護師の協力で、オンラインで被後見人と面会することができました。看護師は、被後見人に話しかけ、パソコンの画面に映っている担当者の言葉を分かりやすく伝えてくれました。被後見人の笑い声がいつまでも担当者の耳に残りました。
- 長いトンネルを抜けるようにして、2022年1月こ ろから徐々に面会が再開されるようになりました。

高齢者の被後見人の担当者は、アクリル板を挟んで

面会しました。マスクをつけてしゃべりにくそうでしたが、2年ぶりの面会で、時間が経つのも早く、「元気そうね」とあいさつをしただけで面会が終わったように感じました。

○ 心温まる面会もありました。担当者は施設に入所中の被後見人と共に、別の施設に入所している夫を訪問しました。被後見人は、認知症の夫にやさしく語りかけていました。帰る途中、「夫と話ができた。夫が私を覚えていた。」と心から喜ぶ被後見人の姿を見て、担当者は、本当に良かったと感じました。

〈被後見人が在宅しているケース〉

被後見人等が在宅しているケースでは、被後見人が 担当者に「お金がない。」などと電話やメールで繰り返 し訴えたり、「自殺します。」と言って一方的に電話を 切ったりすることもあります。新型コロナの感染拡大で、 社会に閉塞的な雰囲気が漂うようになったことも影響 していると思われますが、担当者たちが、被後見人等 の発言の真意を思い、丁寧に対応してきたためか、幸 い大事に至るケースはありませんでした。

- 未成年後見の担当者は、同居している親がコロナ感染症への関心が高いことから、自ら予防接種や感染症対策を万全に行っていました。未成年者とは、メールやSNSで連絡を取り、感染せずに無事生活できている様子が把握できました。
- 被補助人の担当者は、家計簿をつけてくれている 叔母に、家計簿や銀行通帳を玄関先に置いてもらい、 担当者が家庭を訪問した際にこれをスマホで写真に 撮って持ち帰り、手紙でコメントを伝え、コミュニケー ションを図りました。
- 知的障害者である被後見人と同居する祖母は、感染症への不安を訴え、報道に過剰に反応していましたが、被後見人がマスクを外しても平気、検温や消毒にも熱心ではありませんでした。担当者は、十分に感染防止対策をして、公民館の部屋を借りて面接したり、天気が良ければ公園に行って面接したりしました。
- 被後見人等が感染したケースもあります。担当者は、コロナに感染して自宅待機になった単身生活者の被補助人から、「今日食べる食料がない。」と連絡を受けて、何度か食料等を買って届けました。

5 まとめに代えて

FPICの担当者たちは、被後見人等と面会ができなくなる中、被後見人等やその家族の不安を受け止めながら、自分が被後見人等の家族だったらどうするかという気持ちで対応しています。また、後見事業部は、組織的な体制をとって、このような担当者の活動をバックアップしています。

胎児の生命か、女性の選択権か

一米、連邦最高裁の人工妊娠中絶についての判断を巡って-

アメリカでの人工妊娠中絶は、長いこと国を二分して議論されてきた問題です。中絶反対派は「プロ・ライフ (胎児の命こそ大事)」、中絶容認派は「プロ・チョイス (選択できることが大事)」と呼ばれ、激しく対立しています (「プロ」とは賛成の意味)。2022年6月24日、アメリカの連邦最高裁判所は、女性の人口妊娠中絶は合憲としてきた1973年の判決を覆す判断を示しました。これによりアメリカでは、女性の中絶権が合衆国憲法によっては保障されないことになります。アメリカ国内はもちろん、他の国でも反響をよんでいますので、BBC、NHK等の報道を引用して紹介します。(「海外トピックス」は家族問題に関する海外のニュースや情報を研究者や会員の方に紹介してもらうコーナーです。今回は、編集委員の笠松奈津子さんに紹介していただきました。)

1 連邦最高裁の判断の変遷と背景

今回の判決は、妊娠15週以降の中絶を禁止するミシシッピー州法は違憲だとする同州のクリニックの訴えに対して、6対3で違憲ではないと判断したものです。下級審では、違憲との判断が出ていました。判決文には、「我々は、憲法が中絶する権利を付与しないと考える。(中略) そして、中絶を規制する権限は、国民と、国民が選んだ代表に戻さなくてはならない」と書かれています。この判決は、約半世紀前に連邦最高裁が定めた判例を同じ最高裁が自ら覆したことになり、極めて異例なもので、今後、アメリカ国内に論争と政治対決を引き起こすとみられています。

約半世紀前に最高裁が定めた判例とは、1973年 の「中絶は憲法で認められた女性の権利」だとする 判断です。きっかけとなったのは、南部テキサス州の 妊婦が起こした訴訟で、「母体の生命を保護するために 必要な場合を除いて、人工妊娠中絶を禁止する」と した州の法律は女性の権利を侵害し、違憲だと訴え たものでした。裁判は、原告の妊婦を仮名で「ジェー ン・ロー」と呼んだことから、相手の州検事の名前 と合わせて「ロー対ウェイド」裁判と呼ばれています。 この裁判で連邦最高裁判所は、「胎児が子宮の外で 生きられるようになるまでなら中絶は認められる」と して、中絶を原則として禁止したテキサス州の法律 を違憲とし、妊娠後期に入るまでの中絶を認める判 断をしました。根拠としたのはプライバシー権を憲法 上の権利として認めた合衆国憲法修正第14条です。 連邦最高裁は女性が中絶をするかどうかを決める権 利もプライバシー権に含まれると判断したのです。

これが判例となり、アメリカでは約半世紀にわたり、 妊娠初期の3ヶ月間は中絶の権利が全面的に認められ、妊娠中期の中絶には一定の制限がかけられ、妊 娠後期の中絶は禁止されてきました。

しかし最近では、女性の自らの身体についての権利よりも、宿った命こそが大切だとして、人工妊娠中絶を規制する法律が、州によって成立するようになっていました。

中絶を支援する団体によると、今回の判決を受けて、 南部や中西部を中心に全体の半数あまりに当たる26 の州で、今後、中絶が厳しく規制される見通しだと いうことです。

バイデン大統領は連邦最高裁の判断を受けて演説し、「最高裁とこの国にとって悲しい日だ。この極端な判断のせいで、女性が性暴力によって妊娠させられた子どもを産まざるをえない状況になってしまう。近親相姦によってできた子どもを、女性がずっとお腹で育てなくてはならないと想像してみるといい。これは残酷なことだ。保守派の判事が多数を占める最高裁判所がいかに極端で、いかに多くの国民の感覚からかけ離れているかを示している。」と強く非難しました。

この日、ワシントンの連邦最高裁判所の前には、アメリカ各地から中絶の容認を訴える人たちと反対を訴える人たちが集まり、裁判所の判断が出ると、中絶容認派は「ショックだとしか言いようがない。多くの女性が、今後、どうすればいいのか途方に暮れると思う。」と嘆いたり、「この国で今後、何が起きるのかとても恐ろしい。」と訴え、一方、中絶反対派は「最高裁の判断によって、どれだけ多くの命が救われるかと思うと、とても興奮する。」、「何年もの間、中絶の禁止を願って活動を続けてきたので興奮している。」などと評価する声を上げていました。

2 判決のアメリカ国内での影響

「ロー対ウェイド」判例が認めた憲法上の保護を連

邦最高裁判所が自ら否定したことで、アメリカの各州はそれぞれ独自の州法で中絶を禁止できるようになります。半数以上の州が、新しく規制を強化したり、禁止することになるとみられています。13の州では、連邦最高裁判所が「ロー対ウェイド」判決を覆せば自動的に中絶を禁止するいわゆるトリガー法が成立し、ケンタッキー、ルイジアナ、アーカンソー、サウスダコタ、ミズーリ、オクラホマ、アラバマの各州では、最高裁判決を受けて中絶禁止法が施行され、ほかの州でもこうした法律が成立する見通しです。これを受け、アーカンソー州、ルイジアナ州などで中絶手術を提供していたクリニックが診療を中止し始めたといいます。

また、アメリカは経口中絶薬による中絶が認められていて、中絶件数の約半数は中絶薬による中絶が 占めていましたが、中絶が禁止された州にいる女性 に中絶薬を郵送することが罪に問われる可能性があ ることや、今後は避妊や同性婚の是非もアメリカで 議論になる可能性も指摘されています。

ある医師は「中絶はなくならない。なくなるのは『安全な中絶へのアクセス』だ。」と述べています。

一方、中絶を支援する表明を掲げる民間企業も現れています。娯楽大手、ウォルト・ディズニー社は、中絶を禁止したり制限したりする州に住む従業員が、中絶を容認されている別の州で中絶手術を受ける際にかかる旅費を負担するということです。また、IT大手のメタやマイクロソフト、大手コーヒーチェーンのスターバックスも同様の対応を取るとしています。IT大手のグーグルは、連邦最高裁判所の判断により影響を受ける従業員は、別の州への転勤を申し出ることができるようにするという電子メールを全従業員に送信したと報じられています。さらに、配車サービス大手のウーバーやリフトは、中絶手術を受けに行く人を乗せたドライバーが中絶を支援したなどとして責任を問われた場合の裁判費用を会社が負担する姿勢を示しています。

3 各国の事情や受け止め方

アメリカの連邦最高裁判所が中絶の権利を認めない判断をしたことで、欧州でも中絶の是非を巡る議論が広がる可能性があるといいます。

イギリスの場合、イングランドとウェールズでは中絶が可能ですが、スコットランドや北アイルランドでは認められていません。北アイルランドは2019年に

中絶が犯罪ではなくなりましたが、地方政府がこれに反対しているため実施ができていない状態です。イングランドとウェールズで中絶の件数がここ数年で増加しているのはこうした事情もあるようです。アメリカの今回の判決は、北アイルランドの中絶反対派には活気を、容認派には失望をもたらしました。

イタリアでは、アメリカの「ロー対ウェイド」判決から5年後の1978年、「194条」として中絶が合法化されました。しかし、医師の良心的拒否が認められていて、現在では全国の医師の7割が中絶手術を拒否、一部の地域ではこの割合が90%にのぼるといいます。カトリック教会の総本山を抱えるイタリアは、性的マイナリティ(LGBTQ+)の権利などいくつかの社会問題でも他国に遅れをとっていることが多いという見方もあり、アメリカほど白熱する政治問題ではないものの影響は否定できないとされています。

4 日本の実情

7月6日、日本産婦人科学会は「アメリカの連邦最高裁判所の判断に抗議する」声明を発表しました。そもそも日本では、100年以上前の「堕胎罪」が刑法で定められており、中絶をした女性とそれに関わった医師などは罰せられることになっています。

しかし、「母体保護法」のもとで「配偶者の同意」を得れば、指定された医師により中絶することができるとされており、年間約14万5,000件(令和2年)の妊娠中絶手術が行われています。

厚生労働省は、未婚の場合と、夫のDVなど婚姻 関係が実質破綻していて夫の同意を得ることが困難 な場合には、相手の同意は不要としています。しか し現実には相手の同意を求められる場合もあります。 医師の側からは、「現場の医師の判断では難しい」と いう理由が上がっています。

中絶手術について配偶者(あるいはパートナー)の同意を求めるのは世界203ヵ国中で日本を含めて11ヵ国、先進7ヵ国中では日本だけです。1990年代に国連は「産むか産まないかを決める権利は女性の基本的人権である」としてRHR(リプロダクティブ

ヘルス アンド ライツ)という概念を提唱しました。また、2016年女子差別撤廃委員会は日本に対し、配偶者同意、堕胎罪等について是正を勧告しています。今後、日本でどのように議論されていくのか注目されるところです。

多くでは、みんなの暮らしに役立っています。

























宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、 災害に強い街づくりまで、みんなの暮らしに役立っています。





-般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や 公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

